

## ざいりゅうきかん こうしん 在留期間を 更新する とき

### ○ ざいりゅうきかん なが 在留期間 を 長く したい とき

ざいりゅうきかん お まえ きかん なが こうしん てつづ  
在留期間 が 終わる 前に、間期を 長く するための 更新 の 手続きを します。

しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく おこなつ て てつづ てつづ かね  
出入国 在留 管理局 に 行っ て 手続きを します。続手きには お金 が かかります。

てつづ しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく しんさ しんさ こうしん  
手続きして、出入国 在留 管理局 が 審査を します。(審査 = 新更 が できるか できないか  
を 決める)

そのあと、こうしん きよか こうしん ふきよか こうしん てつづ  
新更を 許可 (新更 できる) するか、許可不 (新更 できない) するか、続手きをした

ひと し  
人に 知らせます。

こうしん きよか ほうむだいじん き  
更新を 許可するか しないかは、務大臣法 が 決めます。

### ○ ひつよう しよるい 必要な 書類

ざいりゅうしかく ざいりゅうじょうきょう ていしゅつ しよるい ちが  
在留資格 と 在留 状況 によって、出提 する 書類 が 違います。

くわ にゅうこくかんりきょく き  
詳しいことは 入国 管理局 に 聞いてください。

おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょくこうべしきょく  
大阪 出入国 在留 管理局 神戸 支局

078-391-6377

じゅうしょ こうべしちゅうおうくかいがんどおり 29  
(住所) 神戸市 中央区 海岸通 29

こうべちほうごうどうちようしゃ  
神戸地方 合同庁舎

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)